

吉田川流域国営土地改良事業流域内各位

吉田川流域国営土地改良事業促進協議会

会 長 伊 藤 康 志

国営総合農地防災事業吉田川流域地区
事業計画説明会のご案内について

吉田川流域においては令和元年をはじめ多くの水害に見舞われており、国営土地改良事業により排水機場の改修等の実施を目指し令和4年度に吉田川流域国営土地改良事業促進協議会を立ち上げました。

このたび、国営総合農地防災事業吉田川流域地区の事業計画が出来上がりましたので、下記により説明会を開催しますのでお近くの都合の良い会場にご参加いただきたくご案内申し上げます。

○説明会日程

開催日時	場 所	所在地	
令和8年9月14日(月) 14:00～	大郷町文化会館	大郷町中村字屋鋪 8-19	
令和8年9月15日(火) 14:00～	鎌田記念ホール	大崎市鹿島台木間塚字福芦 335-1	
令和8年9月16日(水) 14:00～	松島町上竹谷避難所	松島町竹谷字鰯沼 12-3	
令和8年9月17日(木) 14:00～	東松島市小野市民センター	東松島市小野字新欠下 36	
令和8年9月18日(金) 14:00～	鶴巣防災センター	大和町鶴巣北目大崎岸 121-2	

吉田川流域国営土地改良事業促進協議会事業問い合わせ先

- 東松島市農林水産課(0225-82-1111)
- 大崎市農村環境整備課(0229-23-2318) (直通)
- 松島町産業観光課(022-354-5707) (直通)
- 大郷町地域整備課(022-359-5508) (直通)
- 大和町農林振興課(022-345-1119) (直通)
- 鳴瀬土地改良区(0225-86-1130)
- 美里東部土地改良区(0229-58-1177)
- 鶴田川沿岸土地改良区(0229-56-2293)
- 大和町土地改良区(022-343-2030)

ほか協議会参加団体

- 富谷市○大衡村○色麻町○金洗堰土地改良区○富谷北部土地改良区○宮城県土地改良事業団体連合会○国土交通省東北整備局北上川下流河川事務所○農林水産省東北農政局北上土地改良調査管理事務所○宮城県
- (事務局) 鶴田川沿岸土地改良区

国営総合農地防災事業吉田川流域地区について

排水機場や排水路の改修を行い、地域一体となって吉田川流域地区を水害から守ります

吉田川流域国営土地改良事業促進協議会

吉田川流域地区は、宮城県東松島市、大崎市、松島町、大和町、大郷町に位置し4,436haの農業地帯で、水稻を中心に、小麦、大豆のほか、ネギ等の野菜、飼料作物等を組み合わせた農業経営が展開されています。流域においては中流域から急激に緩やかな河床勾配に変化するため、洪水時には水位が急上昇する特性を持っています。近年では平成23年、27年、29年、令和元年、4年に湛水被害が生じており、特に令和元年の豪雨では、7か所の排水機場が稼働不能となるなど排水能力の不足により被害に見舞われています。

このことから、国営総合農地防災事業により排水機場の増強及び再編整備を行い農地の湛水被害の解消を目指すものです。

事業にあたっては、吉田川に関連する8市町と6土地改良区が参集し「吉田川流域国営土地改良事業促進協議会」を令和4年度に設立し、水害の対策に向け総合的な流域治水対策の検討を進めてまいりました。令和5年から令和7年度に調査を行い改修計画が策定され、令和8年度に全体実施計画を経て、令和9年度には計画確定され事業着手する予定です。

なお、河川においては東北初の「特定都市河川」の指定が行われており本事業も一連の事業とされております。

これから、令和8年の11月ごろから2月ごろまで土地改良法に基づき三条資格者の同意徴集を実施する予定ですのでご協力をお願いします。なお、本事業に係る負担は国・県・市町による予定です。



令和元年東日本台風
流域浸水状況



令和元年東日本台風
後谷地排水機場浸水



水田畑利用
(ねぎ)

概要

- 関係市町：東松島市、大崎市、松島町、大和町、大郷町
- 受益面積：4,436ha（令和6年度時点）
- 施設構想
 - 排水機場（新設） 3か所（中下・浅井、前蒲・藤ノ巻、後谷地・中村）
 - 排水機場（改修） 12か所（若針、山王江、品井沼、幡谷、不来内、志田谷地、前川、羽生、三ヶ内、桧和田、西川、大平）
 - 排水路（新設） 1路線（中村連絡水路）
 - 排水路（改修） 4路線（中下機械排水路、前蒲排水路、志田谷地排水路、後谷地排水路）
 - 排水管理施設（新設） 1式
- 附帯施設
 - 排水機場（改修） 1箇所（弥勒堂）
 - 排水路（改修） 3路線（浅井導水路、藤ノ巻導水路、後谷地排水路）
- 国営事業費：700 億円
- 予定工期：令和9年度～令和28年度（予定）
- 事業費負担割合：国(66.6%)・県(30%)・市町(3.4%)・受益者(なし)

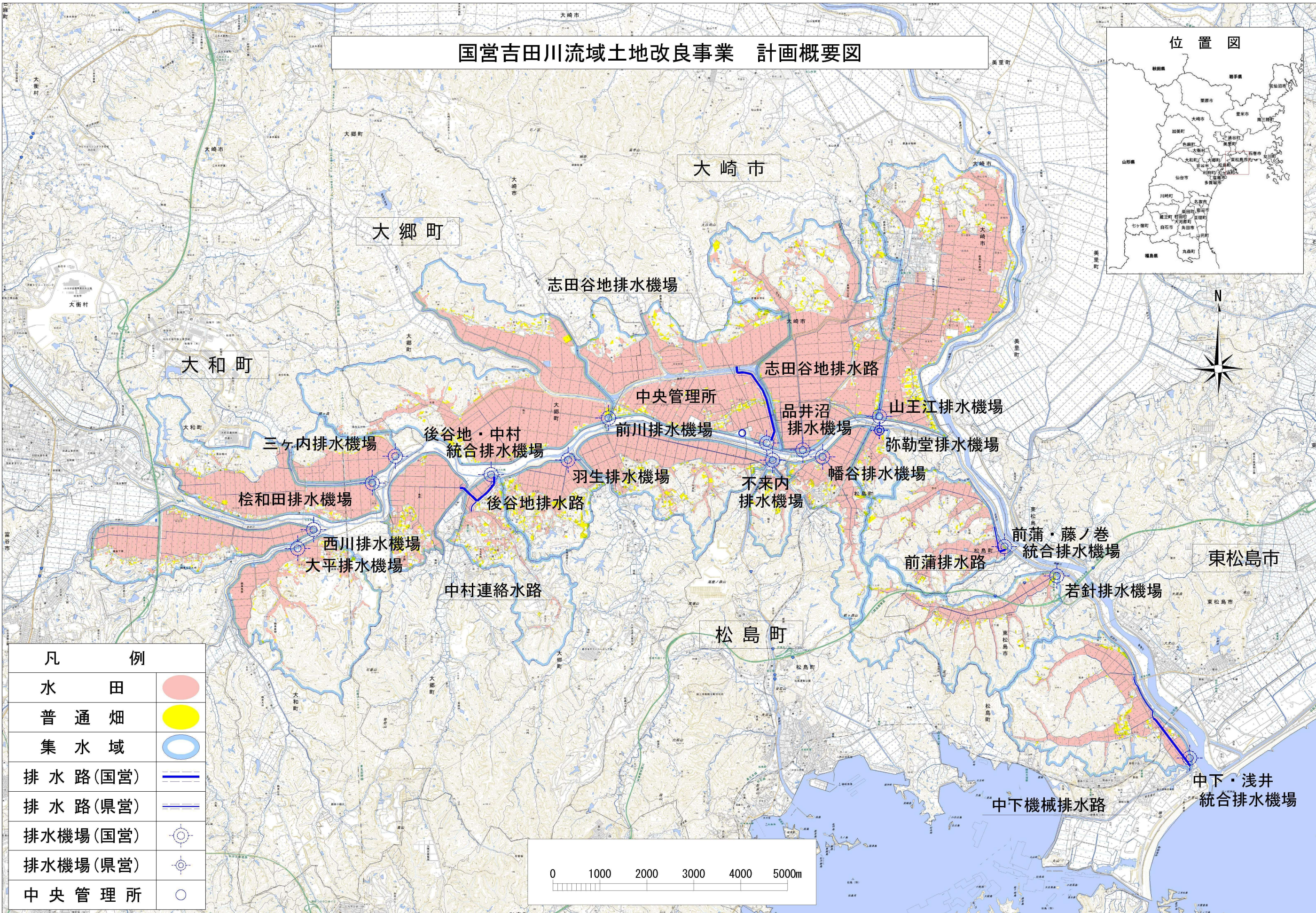
吉田川流域国営土地改良事業促進協議会メンバー

※事業に直接関連する組織

- 東松島市○大崎市○松島町○大郷町○大和町○鳴瀬土地改良区
- 美里東部土地改良区○鶴田川沿岸土地改良区○大和町土地改良区

※吉田川流域で流域治水に関連する組織

- 富谷市○大衡村○色麻町○金洗堰土地改良区○富谷北部土地改良区



測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R 8JHf 129
本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。